

○中部地方整備局告示第百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年十月一日

中部地方整備局長 堀田 治

第1 起業者の名称 愛知県

第2 事業の種類

県道花沢桑原線改良工事（愛知県豊田市長沢町家之下地内から同市長沢町冷畑地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分

愛知県豊田市長沢町家之下、下屋敷、西ケ入、中ノ平、乗越及び冷畑地内

2 使用の部分

愛知県豊田市長沢町西ケ入、乗越及び冷畑地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

県道花沢桑原線改良工事（以下「本件事業」という。）は、愛知県豊田市長沢町家之下地内から同市長沢町冷畑地内までの延長564mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする事業である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道花沢桑原線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により愛知県知事が認定した県道の路線であり、同法第15条の規定により愛知県が道路管理者であること、既に本件事業を開始していることなどから、起業者である愛知県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、愛知県豊田市花沢町を起点として、同県岡崎市桑原町に至る延長約13.3kmの路線であり、三河山間地域の暮らしを支える重要な路線として地域内交通や通勤・通学などに幅広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は愛知県における「道路構造の技術的基準を定める条例（平成24年愛知県条例第13号）」（以下「県条例」という。）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良箇所や視距が確保されていない箇所及び必要な車道幅員を満たさない狭小な区間が存在することから、路線バスなどの大型車の通行はもちろんのこと、普通車どうしのすれ違いも困難な状況となっている。

また、現道には十分な歩行空間がない箇所があり、歩行者及び自動車交通の安全かつ円滑な通行が確保できていない状況となっている。

さらに、道路防災総点検要領に基づき全国一斉に実施されている道路防災総点検により、落石・崩落の監視の必要がある災害危険箇所の存在も確認されており、非常に危険な状況となっている。

本件事業の完成により、必要な車道幅員等を備えた道路が整備され、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、近傍地で行われた既存の環境影響評価書などを用いて、起業者が任意で評価を行ったところ大気質、騒音及び振動についてはいずれも環境基準などを満足するものと評価されている。

また、保全すべき動植物については、既存の環境影響評価書などにおいて環境省レッドリスト及び愛知県レッドリストに掲載されている絶滅危惧種、準絶滅危惧種及び情報不足などの重要な種（以下単に「重要な種」という。）が起業地周辺で確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度については、本件区間は生息・生育環境地区の僅かな一部であり、改変前の樹林環境がほぼ残存する事から影響は小さいと予測されている。加えて起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内には、「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」による埋蔵文化財包蔵地は存しないことを確認しているが、本件事業の施工に伴い、存在が確認された場合においては、豊田市教育委員会などとの調整を図り、適切な処置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、県条例による第3種第4級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式により改良する事業であり、その事業計画は、県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、山側をバイパス方式で通過する申請案のほか、現道拡幅案2案による比較検討が行われている。

申請案は、必要な用地取得面積は多くなるものの、交通規制区間がもっとも短く施工性に優れ、事業費も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたとおり、現道は幅員が狭小であり、車両のすれ違いに支障が生じている他、災害の危険にさらされており、また歩行者にも危険な状況となっていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、地元自治区から選出された委員などにより組織された「松平地域まちづくり対策協議会」により、本件事業の整備に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

## 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛知県豊田市役所